



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和7年11月20日(木) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
県民生活課	消費生活安全係	小池 塚原	内線 3018 直通 058-272-8204 FAX 058-278-2889

第2回岐阜県消費者安全確保地域協議会を開催します

県では、本年8月27日に関係機関の参画を得て、消費者安全法第11条の3に規定する消費者安全確保地域協議会を設置し、同協議会の未設置市町村の設置促進及び設置市町村の活動支援等を行っています。

このたび、第2回の協議会を下記のとおり開催しますので、お知らせします。

記

1 日 時 令和7年11月26日(水) 13:00~14:00

2 場 所 県庁20階 会議室2001(オンライン会議)
(岐阜市薮田南2-1-1)

3 議事(予定) (1) 市町村協議会設置の検討状況
(2) 消費者被害防止のための高齢者等見守りハンドブック(素案)

4 構成員 別紙のとおり
県は環境エネルギー生活部長等が出席予定

＜岐阜県消費者安全確保地域協議会とは＞

会長：岐阜大学副学長・教授 大藪 千穂 氏

消費者安全法に基づき、県内の消費生活上、特に配慮を要する消費者の消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、関係機関・団体が連携して、高齢者の見守り等の必要な取組についての情報交換、協議を行うことにより、市町村における協議会の設置及び活動の促進を図ることを目的として、設置する協議会。